

私科第3804号
令和3年12月24日

公益社団法人被害者支援センターやまなし
代表者 金丸 康信 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年12月26日 から 令和8年12月25日 まで